

宍粟市住民投票条例 逐条解説書

令和5年5月

宍粟市

目次

第1条	趣旨	1
第2条	住民投票に付することができる事項	2
第3条	住民投票の投票資格者	4
第4条	住民投票に関する事務の委任	5
第5条	住民投票の請求及び発議	6
第6条	住民投票の形式	6
第7条	代表者証明書の交付等	7
第8条	署名等の収集	9
第9条	署名簿の提出等	11
第10条	審査名簿の調製	12
第11条	署名等の審査	14
第12条	住民投票の請求方法等	15
第13条	住民投票の期日	16
第14条	情報の提供	16
第15条	住民投票運動	17
第16条	投票資格者名簿の調製	18
第17条	投票区及び投票所	19
第18条	投票管理者及び投票立会人	20
第19条	投票することができない者	20
第20条	投票の方法	20
第21条	期日前投票等	21
第22条	開票区及び開票所	21
第23条	開票管理者及び開票立会人	22
第24条	無効投票	22
第25条	住民投票の成立要件等	22
第26条	投票の結果	23
第27条	再請求等の制限	23
第28条	投票及び開票	24
第29条	委任	24
附則		24

宍粟市住民投票条例の条文と解説

第1条 趣旨

第1条 この条例は、宍粟市自治基本条例（平成23年宍粟市条例第4号。以下「自治基本条例」という。）第20条第4項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

【説明】

この条は、平成23年4月に施行された宍粟市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第20条第4項において、「住民投票に関し必要な事項は、別に定める」とされており、住民投票に関し必要な事項を定めるものです。

【補足】

住民投票条例は、「個別型※1」と「常設型※2」に分けられますが、宍粟市では自治基本条例に基づき、請求要件を満たせばいつでも住民投票ができる「常設型」の住民投票条例を制定します。

※1 個別型：住民の賛否を問おうとする事案ごとに、議会の議決を経て、実施に必要な住民投票条例を制定するもの

※2 常設型：投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ条例に定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できるとするもの

●宍粟市自治基本条例抜粋 (住民投票)

第20条 市内に住所を有する市民は、まちづくりに関する重要事項について、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、まちづくりに関する重要事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

3 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 住民投票に関し必要な事項は、別に定める。

第2条 住民投票に付することができる事項

第2条 自治基本条例第20条第1項及び第2項のまちづくりに関する重要事項（以下「重要事項」という。）は、市及び市民に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属しない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

【説明】

この条は、住民投票に付することのできるまちづくりに関する重要事項（以下「重要事項という。」）について定めるものです。

第1条において、重要事項を「市及び市民に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの」と定めていますが、住民投票を行うことができる事項について、次の3つの要件を全て満たすものと規定することとします。

- ① 市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事項
- ② 市民の間又は市民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる事項
- ③ 市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるもの

（重要事項となる具体例）

- ・ 宍粟市と〇〇市が合併することへの賛否
- ・ 市役所庁舎を移設することへの賛否

また、その性質上、重要事項の対象としないものを第1号から第5号までに列挙していません。

・ 第1号について

本来、国や県の権限に属する事項で市の権限が及ばないものについては、住民投票の対象から除外します。

しかし、市の権限が及ばない事項であっても、市全体に重大な影響を及ぼす事案である場合に、国や県など権限を有する者に対して、市としての意思を明確に表明する上で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められる事項については、対象とします。「市の権限に属さない事項」とは、国及び県の管轄事項、民間企業に関する事項等で、市が自ら実施主体となり得ないものをいい、その例としては、次のものがあります。

（具体例）

- ・ 県立病院の設置を決定すること
- ・ 国道、県道等の整備を決定すること

また、ただし書きでは市の権限に属さない事項であっても、市の意思を明確に表明するものについて住民投票は可能であるとしています。

(具体例)

- ・市内に米軍基地を建設すること
(国又は県への単なる要望等については、重要事項とは認められません。)

・ **第2号**について

住民投票が法令上規定されているものについては、条例による住民投票制度ではなく、法令に基づく手続により投票を請求することができるため、対象から除きます。
住民投票が法令で規定されているものの例として、次のものがあります。

(具体例)

- ・市議会の解散請求(地方自治法第76条)
- ・市議会議員の解職請求(地方自治法第80条)
- ・市長の解職請求(地方自治法第81条)
- ・合併協議会の設置(市町村の合併の特例等に関する法律第4条)
- ・特別法の制定(日本国憲法第95条)

・ **第3号**について

職員の任免や指揮監督等の市の組織、人事の案件や予算の調製権や執行権の権限に関わる事項のほか市の執行機関の内部事務処理については、地方自治法に定める市長の専決事項であり、住民投票になじまないため対象から除きます。

予算、組織及び人事に関するものの例としては、次のものがあります。

(具体例)

- ・職員の降格や昇格
- ・新たな課の設置
- ・通常の契約事務

・ **第4号**について

住民投票は、全ての市民を対象として実施されるものであり、その影響が特定の市民や地域に限られるような事項については、利害関係の違いから公平な投票結果を得ることができない恐れがあるため、除外しています。特定の市民や地域とは、主に自治会単位等を指し、概ね合併前の町単位以上のものを重要事項とします。

(具体例)

- ・専ら特定の地域のみに関わる事項で住民投票に付する必要性が低い事項(〇〇地区の歩道整備等)
- ・特定の個人又は団体を誹謗中傷したり、権利利益を侵害する恐れがあるもの
- ・特定の個人又は団体に対し利益を誘導するもの

・ **第5号**について

住民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第4号までに掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような項目を設けています。

これに該当するには、第1号から第4号までに掲げられた除外事項と同等の合理的な理由を有する必要があります。

第3条 住民投票の投票資格者

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者又は定住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第30条の46の規定による届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

【説明】

この条は、住民投票の投票資格者（請求資格者）を定めるものです。

宍粟市住民投票条例において投票資格者＝請求資格者としており、自治基本条例では、住民投票の実施を請求できる者を「市内に住所を有する市民」と定めています。この項では投票資格者の「住所要件」「年齢要件」「国籍要件」を定めています。

「住所要件」について

公職選挙法では、市長選挙や市議会議員選挙の選挙権については、引き続き3か月以上、その市に住所を有していること、という要件が設けられています。これは、「地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが、住民自治の趣旨にかなう」との理由によります。住民投票についても、案件に関する情報を得て、市民として意思表示するという観点から、市における生活に一定馴染み、状況を把握するために必要な期間として、選挙と同様、引き続き3か月以上市内に在住していることを要件としています。

「年齢要件」について

自治基本条例の趣旨からは、選挙権の有無にかかわらず、投票資格者をなるべく広く捉えることが望ましいと考えられますが、未成年者については、投票資格者となることによって、投票運動等で受ける精神的な影響なども考慮する必要があることから、公職選挙法に合わせ満18歳以上としています。

「国籍要件」について

自治基本条例の趣旨では、外国人住民も市民の一人としてまちづくりに関する情報を知り、参画し協働する権利を有すると捉えています。したがって、投票資格者に外国人住民も含めるべきと考えます。しかしながら、投票資格者は日本での生活の基盤が確立していることに加え、重要事項の内容及び日本の社会生活を十分に理解している必要があると考えられることから、外国人住民の投票資格者はこれらの要件を満たすと推定される特別永住者※1及び永住者※2とします。

※1 特別永住者：第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。

※2 永住者：素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原則10年以上の日本在留等の一定の要件を満たし法務大臣から許可された外国人。

第4条 住民投票に関する事務の委任

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、住民投票の管理及び執行に関する事務を宍粟市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

【説明】

この条は、住民投票に関する事務の委任について定めたものです。

住民投票の管理と執行に関する事務は、地方自治法による直接請求の手續と同様のものであり、地方自治法では、こうした手續を選挙管理委員会が行う規定となっていること、また、投票や開票に関する手續は選挙の場合とほぼ同様であることから、住民投票に関する事務を効率的に行うとともに、投開票に関する事務の客観性や透明性を確保するため、地方自治法第180条の2の規定により住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任することとします。

●地方自治法抜粋

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第5条 住民投票の請求及び発議

第5条 投票資格者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、重要事項について、住民投票を実施することを書面により請求することができる。

2 市長は、重要事項について、自ら住民投票を発議し、実施することができる。

【説明】

この条は、住民投票の請求及び発議について定めるものです。

・第1項について

投票資格者が行う住民投票の請求について、必要な署名数を6分の1以上と定めています。必要な署名数については、市町村の合併の特例等に関する法律において、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求し議会がこれを否決した場合、有権者の6分の1以上の署名をもって協議会設置の是非を問う住民投票を請求できることになっていることを参考に6分の1と定めています。必要署名数6分の1の算定において、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

・第2項について

市長の発議権について定めるものです。

第6条 住民投票の形式

第6条 前条の規定による請求又は発議により住民投票に付そうとする事項は、二者択一で賛否を問う形式としなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

【説明】

この条は、住民投票の形式について定めるものです。

住民投票に付そうとする事項は、投票資格者が容易に、かつ、正確に内容を理解できるものでなければならないことから、設問形式は「賛成」「反対」のいずれかを選択する二者択一形式に限定することとしています。しかし、多様な意見に対応するためには、3つ以上の選択肢が必要になる場合も想定されることから、ただし書きにより、3つ以上の選択肢から一つを選ぶ形式も例外的に認めることとしています。

第7条 代表者証明書の交付等

- 第7条 第5条第1項の規定により住民投票の実施を請求しようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対して、規則で定めるところにより、住民投票に付しようとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求及び申請（以下「請求等」という。）があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること、前条に規定する形式に該当すること及び代表者が投票資格者であること（以下これらを「住民投票実施要件」という。）を確認したときは、直ちにその旨を選挙管理委員会へ通知しなければならない。
 - 3 市長は、第10条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る代表者に実施請求書を返付し、代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。
 - 4 市長は、請求等の内容が住民投票実施要件に該当しないときは、当該請求等を却下しなければならない。
 - 5 市長は、第3項に規定する代表者証明書を交付するときは、第10条第2項の規定により通知を受けた数の6分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、その数を告示しなければならない。
 - 6 選挙管理委員会の委員又は職員である者は、代表者になることができない。

【説明】

この条は、住民投票の実施を請求するにあたり、代表者として承認される必要がありますので、代表者となるための手続き等について定めるものです。

投票資格者が住民投票の請求の代表者になるためには、規則で定める「住民投票実施請求代表者証明書交付申請書」と「住民投票実施請求書」の2つの文書をもって、市長に対し、代表者証明書の交付申請を行うこととします。これらの申請書又は請求書に必要とされる記載事項は、次のとおりです。

- ・交付申請書…請求代表者になろうとする者の氏名、住所、生年月日
- ・実施請求書…住民投票に付そうとする事項とその趣旨（1,000字以内）

市長は、提出された文書に基づき、次に掲げる事項のすべてに該当することが確認できたときは、選挙管理委員会にその旨通知し、選挙管理委員会からの署名ができる人の総数の通知を受け、申請人に対して「住民投票実施請求代表者証明書」を交付し、その旨を告示することとしており、確認ができなかったときは、申請を却下することとします。

- ・住民投票に付そうとする事項が既に手続きが開始されている事項でないこと
- ・住民投票に付そうとする事項が既に住民投票を実施してから2年を経過していない事項でないこと
- ・住民投票に付そうとする事項及び趣旨が「重要事項」であること
- ・請求の形式が規定に該当していること
- ・申請人が交付申請日時点において投票資格者であること

代表者が投票資格者であることは、本請求を行うまでの継続要件となります。そのため、代表者が投票資格者でなくなったときには、その時点で代表者の地位も失うことになります。

代表者が速やかに署名収集の活動を開始できるように、市長は、代表者証明書の交付の際に、代表者に対して本請求に必要な代表者証明書の交付申請の日現在における必要署名者数（選挙管理委員会から通知を受けた署名ができる人の総数の6分の1の数）を通知するとともに、広く市民に知らしめるためにその数を告示することとします。

なお、提出された文書により住民投票実施要件が確認できなかった場合は、当該申請等を却下することとしますが、住民投票実施請求却下に不服があるときは、行政不服審査法の手続に基づき、市長に対し不服申立てを行うことができます。

また、地方自治法に準拠し、選挙管理委員会の委員又は職員である者は代表者になることができないこととします。

第8条 署名等の収集

- 第8条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、視覚障がいのある人は点字（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字をいう。以下同じ。）により署名等を行うことができる。
 - 3 身体の故障その他の理由により署名簿に署名等を行うことができない者は、他の投票資格者（代表者及び当該代表者の委任を受けて投票資格者に対し署名簿に署名することを求める者を除く。）に署名等を委任することができる。この場合において、委任を受けた者による当該署名等は委任をした者の署名等とみなす。
 - 4 代表者は、投票資格者に署名等を求めることを委任することができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し、代表者証明書又はその写し及び代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。
 - 5 代表者は、前項の規定により署名等を求めることを委任したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
 - 6 代表者（第4項の規定により委任を受けた者を含む。）は、市内で衆議院議員、参議院議員、兵庫県の議会の議員若しくは知事又は市の議会の議員若しくは長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間において署名等を求めることができない。
 - 7 署名等を求めることができる期間は、前条第3項の規定による告示の日から1か月以内とする。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、前条第3項の規定による告示の日から31日以内とする。

【説明】

この条は、代表者が行う住民投票の実施請求のために必要となる署名収集の方法等について定めるものです。

署名を収集する際は、下記に示す構成の署名簿を付して、投票資格者に対し署名収集者の名前、実施請求の趣旨、署名が縦覧されること等を説明の上、署名等を求めることとします。署名収集の際に求める事項は、署名、署名年月日、住所、生年月日であり、署名については、代筆署名が認められる場合を除いて、必ず自署しなければならないこととします。

署名等に使える文字については、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字のほか、投票資格者に外国人住民を含むことなどを考慮し、ローマ字も可能とします。その他の外国語の文字については審査に困難をきたすおそれがあることから、署名等の記載に用いることは認めないこととします。

また、目の不自由な投票資格者は、点字で自己の署名等を記載することができることとします。心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができない場合についても、署名等を代筆させることができることとします。その際に署名等の委任を受けた者

は、署名簿に署名の代筆者として署名しなければなりません。

代表者は、他の投票資格者に署名収集を委任することができます。署名収集を委任された者（以下「受任者」という。）が署名を収集する際においても、下記に示す構成の署名簿を付して、前述に述べた事項等を説明の上、署名等を求めることとします。なお、署名収集委任状には委任者（実施請求代表者）の押印が必要となります。

代表者は、署名収集の委任をしたときは、直ちに市長に規則で定める「住民投票実施請求署名収集委任届」を提出しなければならないこととします。

なお、署名収集は、規則で定める「住民投票実施請求者署名簿」を用いて、請求代表者又は受任者が投票資格者に対して直接行うものであり、請求代表者又は受任者以外の第三者による署名収集は認められません。また、郵便又は回覧の方法により署名収集をしたような場合、その署名は正規の手続きによらないものとして無効となります。

地方自治法に定める直接請求の署名収集行為の制限に準拠し、市内で選挙が行われるときは、選挙の区分に応じて定める署名収集の禁止期間において、署名等を求めることはできません。なお、市内で統一地方選挙が行われる場合は、国が臨時で定める署名収集の禁止期間に準拠し、本市においても同様の対応をする予定としています。

署名収集の期間については、地方自治法に準拠し、代表者証明書の交付の告示があった日から1か月以内（告示日の翌日から起算して、期間の最後の月において、その起算日に相当する日の前日に、応答する日がないときは、その月の末日に満了とする。）とします。なお、選挙により署名収集を禁止される期間があった場合についても、地方自治法に準拠し、その期間を除いて31日以内とします。

●地方自治法施行令抜粋【第92条第4項】

4 地方自治法第74条第7項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- (1) 任期満了による選挙 任期満了の日前60日に当たる日
- (2) 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
- (3)～(8) (略)

●署名簿の構成

- ① 署名簿表紙 → 付議事項が何であるのかを明記するとともに、署名簿ごとに通し番号を付番し、署名収集者氏名を明記すること。
(規則様式第5号)
- ② 実施請求書 → 写しでも可(規則様式第1号)
- ③ 代表者証明書 → 写しでも可(規則様式第3号)
- ④ 署名収集委任状 → 原本に限る(規則様式第6号)
- ⑤ 署名用紙 → 1枚に10名分の署名欄(規則様式第5号)

※署名簿は署名収集者ごとに作成することとする。

※①から⑤までの順で綴ることとする。

※①の通し番号は、署名簿が10冊ある場合、「第1号」から「第10号」までとなる。

※④は受任者が対象となる。また、委任者（実施請求代表者）の押印が必要となる。

第9条 署名簿の提出等

第9条 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第7項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内にすべての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

【説明】

この条は、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上になったときの署名等の審査のための署名簿の提出方法や必要署名者数に満たないときの手続き等について定めるものです。

地方自治法施行令に準拠し、代表者は、署名収集が終了し、署名数が必要署名者数に達したときは、署名収集期間満了日の翌日から5日以内に全ての署名簿を選挙管理委員会に提出し、署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録された者であることの証明を受けることとします。証明を求める際には、署名簿が2冊以上に分かれているときはこれを一括した上で、選挙管理委員会に署名簿を提出しなければならないこととします。一括とは、まとめにして提出することで、2回以上に分けて提出することは認められません。

収集した署名簿を整理される際は、どの受任者が収集した署名簿であるか把握できるよう、受任者が署名を収集した時と同じ内容（署名簿の構成順）のまま、受任者を区分して整理してください。なお、受任者が実際に収集していない署名簿が当該受任者の署名簿綴に混在する等、改編された署名簿は無効となります。署名簿にある番号については、署名数が規定の数に達していることが把握できるよう、各署名に通し番号を付番ください。

（仮に、1人目の受任者が100人の署名を収集した場合は、1から100まで、2人目は101から付番することになります。）

また、署名簿の整理等に要する時間を考慮し、署名簿の提出までに5日間の猶予を設けていますが、これは署名簿提出の期間の終期を定めたものであり、署名収集の期間満了前であっても、代表者の判断で署名簿を提出することは差し支えありません。しかし、一旦署名簿が選挙管理委員会に提出された後においては、署名簿の追加や補正等を行えません。なお、提出期間の終期である5日目が市の休日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日）に当たるときは、宍粟市の休日を定める条例第2条の規定により、その翌開庁日が署名簿等の提出期限となります。また、提出時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

選挙管理委員会は、署名簿が第1項の提出期間を経過してなされたときは、署名簿の提出を却下することとします。

●**宍粟市の休日を定める条例**

(市の休日)

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第10条 審査名簿の調製

第10条 選挙管理委員会は、第7条第2項の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより、審査名簿（第7条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により審査名簿を調製したときは、直ちに当該名簿に登録されている者の総数を市長へ通知するとともに、調製した日の翌日から5日間、特定の者が審査名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から審査名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に審査名簿の抄本を閲覧させなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の閲覧を開始する日の3日前までに閲覧の期間を告示しなければならない。

4 審査名簿の調製に関し不服のある者は、第2項の規定による閲覧の期間内に文書をもって選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

5 選挙管理委員会は、前項に規定する異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から3日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。

6 選挙管理委員会は、前項の規定により異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消するとともに、その旨を異議を申し出た者（以下「異議申出人」という。）及びその関係人に通知しなければならない。

7 選挙管理委員会は、第5項の規定により異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

【説明】

この条は、選挙管理委員会に提出された署名簿を審査する署名審査用の名簿（以下「審査名簿」という。）の調製方法について定めるものです。

選挙管理委員会は、第7条第2項の規定により、市長から住民投票実施要件であることが確認できたことの通知があった場合において、審査名簿を調製することとし、直ちに当

該名簿に登録されている者の総数を市長へ通知することとします。審査名簿には、代表者証明書交付申請の日現在における投票資格者の氏名、住所、生年月日等を記載することとします。ここでいう「住所」は、基準日現在における、住民基本台帳に記録されている住所をいいます。

審査名簿の閲覧は、投票資格者に審査名簿の登録に関し異議の申出の機会を与え、登録漏れを予防して審査名簿の正確を期すことを目的として実施します。閲覧の期間は、5日間（土日、祝日等を含む。）とします。閲覧の期間については、閲覧開始日の3日前までに選挙管理委員会が告示することとします。

特定の者が審査名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から審査名簿の抄本を閲覧する必要がある旨の申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に審査名簿の抄本を閲覧させることができることとします。

審査名簿の登録に関し不服がある投票資格者（投票資格を有すると主張する者を含む。）は、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができます。具体的な手続等については、公職選挙法に規定する選挙人名簿に関する異議の申出の例によることとします。

選挙管理委員会は、審査名簿の登録に関して異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にその異議に対する決定を行うこととします。

申出を正当と決定した場合は、異議の申出に係る者を審査名簿に登録、又は抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知することとします。

申出を正当でないとして決定した場合は、その旨を申出人に通知することとします。

「関係人」とは、審査名簿の登録に関し、不服の対象とされた者を指します。代表者が複数人の異議の申出をまとめて行う場合などは、請求代表者以外の者が関係人となります。

選挙管理委員会が自ら行った調査や投票資格者本人からの申出などにより、本来、審査名簿に登録されるべき者が登録されていないことを選挙管理委員会が知った場合には、速やかにその者を審査名簿に補正登録することとします。

第11条 署名等の審査

- 第11条 選挙管理委員会は、第9条第1項の規定による署名簿の提出を受けたときは、その日から20日以内に当該署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されているかどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その翌日から7日間、当該署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前項の縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 4 署名簿の署名等に関し不服のある者は、第2項の規定による縦覧の期間内に文書をもって選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。
- 5 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その異議の申出を正当であると決定したときは速やかに第1項の規定による証明を修正し、並びにその旨を異議申出人及び当該異議に係る関係人に通知し、その異議の申出を正当でないと決定したときは速やかにその旨を異議申出人に通知しなければならない。
- 6 選挙管理委員会は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についてその可否を決定したときは、その旨及び署名簿の有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。
- 7 前各項までに定めるもののほか、署名等の審査に関しては、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の規定の例による。

【説明】

この条は、選挙管理委員会に提出された署名簿の署名等の審査方法、審査後の署名簿の縦覧及びそれに関する異議の申出、有効署名数の告示などの手続きについて定めるものです。

手続きについては、地方自治法の条例の制定改廃に関する直接請求に係る署名等の審査等の方法に準拠しています。

選挙管理委員会は、代表者から署名簿が提出され、署名等の証明を求められたときは、選挙管理委員会で署名簿の受理を決定した日から20日以内に署名等をした者が審査名簿に登録されているかどうかについて審査を行い、署名等の効力を決定し、印をもって有効、無効である旨の証明をすることとします。

選挙管理委員会は、署名等の証明が終了したときは、選挙管理委員会が指定した場所において、7日間（土日、祝日等を含む。）、署名簿の縦覧を行うこととしています。なお、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、異議の申出についても同様の時間とします。また、縦覧の期間と場所については、選挙管理委員会があらかじめ告示することとします。

縦覧に付された署名簿の署名等の効力に関し不服のある関係人は、縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、選挙管理委員会に対し、異議の申出を行う

ことができることとします。

ここでいう「関係人」とは署名簿の署名等の効力に関して直接利害関係を有する者をいいますが、直接利害関係を有するか否かは縦覧の結果初めて明らかになるものであることから、審査名簿に登録されるべき者全員が関係人ということになります。

具体的な手続等については、地方自治法による直接請求制度における署名簿に関する異議の申出の例によることとします。

選挙管理委員会は、縦覧期間内に異議の申出がないとき、又はすべての異議に対する決定を行ったときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに署名簿の末尾に署名総数並びに有効署名数及び無効署名数を記載し、代表者に署名簿を返付しなければならないこととします。また、規則で定める「住民投票実施請求署名収集証明書」を代表者に交付することとします。

第12条 住民投票の請求方法等

第 12 条 第 5 条第 1 項の規定による請求は、代表者が前条第 6 項の規定による署名簿の返付を受けた日から 5 日以内に、第 7 条第 3 項の規定により返付された実施請求書に前条第 1 項の規定による署名簿の効力を証明する書面及び当該署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合において、前項に規定する期間を経過しているときは、当該請求を却下しなければならない。

3 市長は、第 1 項の請求を受理したときは、住民投票を実施するものとする。

4 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者及び選挙管理委員会に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

5 市長は、第 5 条第 2 項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに選挙管理委員会に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

【説明】

この条は、住民投票の請求方法、要件を満たさない場合の却下の規定、住民投票の実施及び実施に係る告示等について定めるものです。

代表者は、署名簿の返付を受けた日から 5 日以内に、市長に対して、住民投票の実施の請求をしなければならないとしています。請求に必要な書類は、「実施請求書」、「署名簿」及び「住民投票実施請求署名収集証明書」としています。なお、提出期間の終期である 5 日目が市の休日（日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日）に当たるときは、宍粟市の休日を定める条例第 2 条の規定により、その翌開庁日が署名簿等の提出期限となります。また、提出時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

市長は、第 1 項の請求が行われたときは、署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しているか、請求期間を経過していないかを審査し、この 2 つの要件とも満たしているときでなければ、請求を却下しなければならないとしています。なお、請求方式に瑕疵がある場合（請求書内容の誤記等）、3 日以内に補正し、再度提出する必要があります。

市長は、第 1 項の請求が要件を満たしているときは、住民投票を実施することとし、速やかにその旨を代表者及び選挙管理委員会に通知し、広く市民に周知するため、住民投票

の実施について告示することとします。

市長が自ら住民投票を実施する場合についても、速やかにその旨を選挙管理委員会に通知するとともに告示することとします。

第13条 住民投票の期日

第 13 条 選挙管理委員会は、前条第 4 項及び第 5 項の規定による告示があった日から 31 日以後 90 日以内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。ただし、投票日に選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により定めた投票日の 7 日前までに当該投票日を告示しなければならない。

【説明】

この条は、住民投票の投票期日について定めるものです。

住民投票に係る準備、投票資格者名簿の調製、その他必要な事務等の準備期間、投票資格者に対する情報の周知期間等を考慮し、住民投票の投票日は、住民投票実施の告示日から起算して31日以降90日までの間に選挙管理委員会が設定することとします。

また、住民投票の投票日に選挙が行われることとなったときは、選挙管理委員会は投票日を変更することができることとします。選挙と同日に住民投票を行った場合、選挙の有権者と住民投票の投票資格者の要件が異なっており、投票所において混乱を招く恐れがあることからこのような規定を設けています。

選挙管理委員会は、投票日を決定した場合は、公職選挙法の市の議会の議員及び長の選挙の規定に準拠し、7日前までに投票日を告示することとします。

第14条 情報の提供

第 14 条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票に付された重要事項（以下「付議事項」という。）に係る市が保有する情報を市民に提供しなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

【説明】

この条は、付議事項に係る市が保有する情報の提供について定めるものです。

住民投票に関する市民の理解や関心を高めるため、市の保有する情報を市民に提供することが不可欠と考えます。情報の提供に当たっては、市役所等の公共施設での資料等の閲覧、広報、ホームページ等の効果的かつ適当な方法を活用することとし、内容については市民が容易に理解できるような形で整理したものとします。

また、市長は、住民投票の執行者ですので、情報の提供に当たっては中立性の保持に努めなければならないことを明らかにしています。

第15条 住民投票運動

第15条 第18条に規定する投票管理者及び第23条に規定する開票管理者は、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「住民投票運動」という。）をすることができない。

2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

3 選挙管理委員会の委員及び職員は、住民投票運動をすることができない。

4 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 買収、脅迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為

(2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

【説明】

この条は、住民投票運動について定めるものです。

住民投票運動に際しては、公職選挙法の制限がないこと、住民投票の結果に法的拘束力を有しないこと等を考慮し、基本的には自由に投票運動が行えるものとしています。しかし、選挙期間中の住民投票運動においては、公職選挙法に抵触する場合がありますので注意が必要となります。

投票管理者や開票管理者は、いずれも住民投票事務の管理執行する立場であることから、投票事務の公正な執行を確保することを目的として、これらの者の住民投票運動を制限することとします。

投票立会人や開票立会人については、投票管理者及び開票管理者とは異なり、事務の執行に対する監視的立場であるにとどまるものであることから、住民投票運動の制限をしないこととします。

不在者投票管理者は、その管理下において不在者投票を行うことができるため、投票事務の公正な執行を確保するために、不在者投票管理者となった施設の長が、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動を行うことを禁止することとします。

選挙管理委員会の委員又は職員についても住民投票事務の管理執行に当たる立場となることから、投票事務の公正な執行を確保することを目的として、これらの者の住民投票運動を制限することとします。

住民投票の結果は選挙とは異なり、法的拘束力のないものであり、また、選挙のように候補者間の平等の確保という必要性がないことから罰則を科するに相当する義務とは言えないものと考え、脅迫、強要等については刑法の適用を受けることから罰則規定は設けないこととしています。

「買収、脅迫その他不正の手段」とは、投票資格者の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為のことを指し、具体的には投票所における投票の指示や投票干渉、演説の妨害などは禁止することとします。

「市民の平穏な生活環境を侵害する行為」とは、具体的には次の事項が挙げられます

- ・大音量による連呼や街頭演説
- ・早朝や深夜の個別訪問

第16条 投票資格者名簿の調製

- 第16条 選挙管理委員会は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第13条第2項の規定による告示の日の前日（投票資格者の年齢については投票日）現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 前項の投票資格者名簿は、投票区（次条第1項に規定する投票区をいう。）ごとに調製しなければならない。
 - 3 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票資格者名簿を調製したときは、第13条第2項の規定による告示の日に、特定の者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から投票資格者名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に投票資格者名簿の抄本を閲覧させなければならない。
 - 4 投票資格者名簿の調製に関し不服のある者は、第13条第2項の規定による告示の日に、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
 - 5 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第25条第2項から第4項までの規定は、前項の異議の申出について準用する。
 - 6 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票資格者名簿を調製した日後住民投票の期日までの間、当該調製の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。
 - 7 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。
 - 8 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者について次のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
 - (1) 死亡したことを知ったとき。
 - (2) 第3条に規定する投票資格者でなくなったことを知ったとき。
 - (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

【説明】

この条は、投票資格者であるかについて確認するための投票資格者名簿について、その調製の方法等について定めるものです。

投票資格者名簿の調製の方法等については公職選挙法を参考に定めています。

投票資格者名簿は、投票日の告示日の前日を基準日（年齢については、住民投票の投票日）として、投票資格者を登録した名簿であり、投票資格者の氏名、住所、生年月日等を記載することとします。

住民投票についても選挙と同様に投票者が属する投票区の投票所で投票をすることとなります。したがって、投票に当たっては、投票しようとする者が投票資格者であるかどうかについて名簿との対照を行うことで確認するため、投票資格者名簿は、投票区ごとに調製することとします。

投票資格者名簿の閲覧期間については、投票日の告示日の翌日から期日前投票が開始される点などを踏まえ、投票日の告示日の当日限りとします。

特定の者が投票資格者名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、投票資格者から投票資格者名簿の抄本を閲覧する必要がある旨の申出があった場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした投票資格者に投票資格者名簿の抄本を閲覧させることができることとします。

投票資格者名簿の登録内容に不服のある者は、閲覧の期間内（投票日の告示日の当日限り）に申出の趣旨や理由を記した文書により選挙管理委員会に異議を申し出ることができることとします。

異議の申出に係る具体的な手続等については、日本国憲法の改正手続に関する法律第25条第2項から第4項までに規定する投票人名簿に関する異議の申出の例を準用します。

選挙管理委員会は、異議の申出を受けたときは、その日から3日以内にその申出に対する決定を行うこととします。このとき、その申出が正当であると決定した場合は投票資格者名簿を修正し、その旨を申出人と関係者に通知し、その旨を告示することとします。また、正当でないと決定した場合は、その旨を申出人に通知することとします。

選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製した日以降から住民投票の期日までの間、調整の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示することとします。

選挙管理委員会は、投票資格者名簿の記載内容に変更や誤りのあった場合は、直ちに、その記載を修正又は訂正します。

選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者が、投票資格者でなくなったことを知った場合には、直ちにその者を投票資格者名簿から抹消することとします。なお、投票資格者名簿に登録されている者が登録の際に登録されるべきでなかったことを知った場合には、その旨を告示することとします。

第17条 投票区及び投票所

- 第17条 住民投票の投票区は、選挙管理委員会が定める区域とし、投票所（第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。以下同じ。）は、あらかじめ選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとする。
- 2 選挙管理委員会は、投票日の5日前（期日前投票の投票所にあつては第13条第2項の告示の日）までに、投票所を告示しなければならない。

【説明】

この条は、住民投票の投票区と投票所について定めるものです。

住民投票の投票区は、選挙管理委員会が定める区域とし、選挙管理委員会の指定する場所に、投票所および期日前投票所を設けることとします。

選挙管理委員会は公職選挙法に準拠し、住民投票の投票区及び投票所を定め、また、投票日の5日前までに投票所を告示し、期日前投票所については、投票日を告示する日にあわせて告示することとします。

第18条 投票管理者及び投票立会人

第18条 選挙管理委員会は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

【説明】

この条は、住民投票の際の投票管理者及び投票立会人について定めるものです。

選挙管理委員会は公職選挙法の規定に準拠し、各投票所（期日前投票所を含む）に投票管理者及び投票立会人を置くこととし、投票管理者は、投票資格者の中から選任します。

また、投票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人を選任します。

第19条 投票することができない者

第19条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても、投票日（第21条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票を行う日）において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

【説明】

この条は、住民投票を行うことができない者を定めるものです。

投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができません。

また、住民投票の投票資格者は市内に住所を有する必要がありますので、投票資格者名簿に登録された者であっても、投票当日、既に市外に転居している者は投票することができません。

第20条 投票の方法

第20条 住民投票の投票は、付議事項ごとに1人につき1票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

【説明】

この条は、投票資格者が投票を行う際の方法について定めるものです。

住民投票の投票は、対象事案ごとに1人1票の平等の原則により行うこととします。

不在者投票の場合を除き、原則として、投票資格者は、投票日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票をしなければならないこととします。

投票資格者は、投票用紙の複数の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れることとします。

投票資格者の自由な意思に基づく、公正な住民投票が行われることを確保するために、

投票用紙に氏名を記入してはならないこととします。なお、投票用紙に投票人の氏名を記載したときは、他事記載に該当するものとして無効となります。

第21条 期日前投票等

- 第 21 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。
 - 3 前条第 3 項及び第 24 条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。
 - 4 前条第 3 項及び第 24 条第 3 号の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票を行うことができる。

【説明】

この条は、期日前投票等の例外となる投票の方法について定めるものです。
公職選挙法の規定を準用し、通常の投票方法以外の投票方法は以下のとおりとします。

- ・ 期日前投票
- ・ 不在者投票
- ・ 点字投票
- ・ 代理投票

第22条 開票区及び開票所

- 第 22 条 住民投票の開票区は、市の区域とし、開票所は、あらかじめ選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとする。
- 2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

【説明】

この条は、住民投票の開票区及び開票所について定めるものです。

住民投票の開票は、選挙と同様に市の区域を開票区とし、開票所は 1 か所設置することとし、公職選挙法の規定に準拠し、選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示することとします。また、開票については即日開票することを予定していません。

第23条 開票管理者及び開票立会人

第 23 条 選挙管理委員会は、規則で定めるところにより、前条第 1 項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

【説明】

この条は、開票管理者及び開票立会人について定めるものです。

選挙管理委員会は公職選挙法の規定に準拠し、開票所に開票管理者及び開票立会人を置くこととし、開票管理者は、投票資格者の中から選任します。また、開票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3 人を選挙管理委員会が選任します。

第24条 無効投票

第 24 条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したか判別し難いもの
- (7) 白紙投票

【説明】

この条は、無効な投票について定めるものです。

公職選挙法の無効投票の規定を参考に、無効となる投票を例示的に列挙しています。

第25条 住民投票の成立要件等

第 25 条 住民投票は、一の付議事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

【説明】

この条は、住民投票の成立要件等について定めるものです。

自治基本条例において、「市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」と結果の尊重義務が規定されていますが、投票率が低い場合でも結果を尊重することが適当であるかが問題となります。

付議事項は市の政策等の方向性を左右する重要なものであり、投票結果に一定の信頼性を確保するため、成立要件を投票資格者数の 2 分の 1 と定めることとします。

また、不成立の場合は開票を行わないこととします。これは、不成立の開票結果を公表することで、市政に混乱を招くおそれがあるためです。

第26条 投票の結果

- 第 26 条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の総数を告示するとともに、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに市議会に通知しなければならない。
- 3 市長は、第 5 条第 1 項の請求を受けて実施した住民投票の結果が確定した場合において、第 1 項の規定による報告があったときは、その内容を速やかに代表者に通知しなければならない。

【説明】

この条は、投票の結果の告示等について定めるものです。

選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、そのことを広く市民に知らしめるために、速やかに付議事項に対する賛成者数、反対者数、総数等を告示するとともに、市長に結果を報告することとします。

また、市長は結果を議会へ報告するとともに、第 5 条第 1 項の請求による住民投票の場合は、代表者へ通知することとします。

第27条 再請求等の制限

- 第 27 条 この条例による住民投票が実施された場合において、前条第 1 項の規定によりその結果が告示された日から 2 年が経過するまでの間は、何人も、付議事項と同一又は同旨の事項について、第 5 条第 1 項の規定による請求をすることができない。

【説明】

この条は、一度住民投票に付された事項の再請求の制限について定めるものです。

住民投票が実施された際の結果に関し、ある程度の時間の経過による社会の変化が無ければ、住民の意思が変化することはないと考えられます。住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は、結果を否定したい意思が強く働き、投票運動等に公正さを欠く可能性も考えられ、また、市の財政に過大な負担が生じることから、同一事項および同旨の事項に対する再投票については、時間的な制限を設ける必要があると考えます。しかしながら、同一の付議事項について再度の投票を長期間認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないことも想定されます。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、2 年程度の制限期間が適当と考え、制限期間を 2 年間とします。

第28条 投票及び開票

第 28 条 前各条に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

【説明】

この条は、投票及び開票の手続について定めるものです。

住民投票の手続等は選挙とほぼ同様であり、一部の事務については選挙管理委員会に委任するため、具体的な手続等は公職選挙法等に準じて行うのが効率的であると考えます。

したがって、条例で定める事項以外の投票及び開票の手続きは、公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則の例によることとします。

第29条 委任

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

この条は、規則への委任を定めるものです。

条例で定めるもの以外の詳細な手続き、様式等の実施のために必要な事項は規則で定めることとします。

附則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

【説明】

この条例の施行期日を定めるものです。

《宍粟市住民投票条例逐条解説書 改定履歴》

平成30年 9月 策定
令和 3年 3月 改定
令和 4年12月 改定
令和 5年 1月 改定
令和 5年 2月 改定
令和 5年 3月 改定
令和 5年 5月 改定